

喫煙について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2019年9月24日）

本日、2 共 105 で工事が行われ、そこにおられた職員の方に申し上げたのですが、京都市内の屋外の公共の場での禁煙が条例で制定されていることをご存じないようでした。努力義務とはいえ、やはり大学側が遵守し、工事関係者にも徹底すべきと考えます。職員の方々は、「灰皿のないところでは喫煙しない」旨を工事関係者の方に指導の徹底をお願いします。駐車している工事車両の中での喫煙とか、ポータブルの灰皿を持っての路上喫煙等もやめるよう指導をお願いします。

【回答】（回答日：2019年10月16日）

（環境安全保健機構、施設部環境安全保健課）

ご意見をいただき、ありがとうございます。

関係部局と調整の上、工事関係者への周知をいたしました。